

第 2 回

中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

農林水産省農村振興局

第2回 中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

日時：令和8年7月28日（火）

15：00～17：02

場所：経営局第5会議室

会 議 次 第

1. 開 会
2. 農村振興局長あいさつ
3. 議 事
 - （1）令和7年度実施状況（暫定値）について
 - （2）第6期対策中間年評価について
 - （3）中山間地域等直接支払の見直しについて
4. 質 疑
5. 閉 会

午後 3時00分 開会

○地域振興課長 定刻となりましたので、ただいまから第2回中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会を開催いたします。

司会を務めさせていただきます地域振興課長の能見でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

議事に先立ちまして、松本農村振興局長から御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○農村振興局長 どうもこんにちは。農村振興局長の松本でございます。

本日は御多忙中のところ第三者委員会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

本日の委員会におきましては、制度の評価、制度の見直し、こちらの2点につきまして御議論いただきたい、このように考えているところでございます。

中山間地域等直接支払制度につきましては、5年ごとの対策期間ごとに、本委員会におきまして点検・評価を頂くことになっております。これによりまして、多面的機能の発揮と農業生産活動の継続に向けた制度の見直しに資する、このような取組を行ってきたところでございます。

本日は、令和7年度に開始をいたしました第6期対策の評価に向けた最初の委員会でございます。頂いた御意見を踏まえまして、今後具体的な評価の内容を検討してまいりたいと考えております。

次に、制度の見直しについてでございますが、令和7年4月に改定が行われました食料・農業・農村基本計画におきまして、令和9年度に向けた水田政策の見直しの中で、本制度につきましても、条件不利の実態に配慮し支援を拡大する、このように位置づけられたところでございます。この大きな政策の方向性を踏まえまして新たな水田政策の基本的な考え方・仕組みにつきましては、本年6月10日の米の安定供給等実現関係閣僚会議におきまして了承されたところでございます。後ほど御説明させていただきますが、本制度につきましては、農村地域の人口減少・高齢化により農地の保全・管理等の共同活動を行う者が不足するなど、協定の継続に支障が生じている中、地域の営農や共同活動が将来にわたって継続できるよう、都道府県や市町村と連携して行う集落の方々への制度の周知を含めたサポートの強化、また、傾斜によらない不利性を有する農地を集落協定の対象農地に位置づけるといった見直しを行うこととしており、今後、御意見等を踏まえまして、詳細

な制度設計を検討してまいりたいと思っております。

本日は以上2点につきまして御議論いただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。

私は日程の関係で出たり入ったりするかもしれませんが、中座することにつきまして、あらかじめ御了承願えればと思っております。

私からの御挨拶は以上とさせていただきます。

○地域振興課長 ありがとうございます。

本日の出席者については、出席者名簿の配付をもって御紹介に代えさせていただきます。

本日の配付資料でございますけれども、配付資料一覧にありますとおり、資料1から3と参考資料でございます。資料の不足等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

冒頭、幾つか注意事項を御説明させていただきます。

本日の委員会は公開で行っており、一般の傍聴の方もウェブで本会議を御覧になっております。資料及び議事録につきましても原則として公開することとなっております。議事録につきましては、委員の皆様の御確認いただいた上で、発言された方のお名前が明記されたものを後日公開することとなりますので、よろしくお願いいたします。

ウェブでの傍聴の方については、事務局にてマイクをオフ、ミュートにさせていただきます。資料は、事前に御案内していますとおり、農水省ホームページに掲載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

また、会議の終了は17時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の議題は、1、令和7年度実施状況（暫定値）について、2、第6期対策中間年評価について、3、中山間地域等直接支払の見直しについてとなっております。

ここからは本委員会の委員長であります安藤委員に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○安藤委員長 それでは、議事を進めたいと思います。

（1）令和7年度実施状況（暫定値）について、（2）第6期対策中間年評価について、この二つにつきまして、事務局から一括して最初に説明をしていただき、その後、質疑をさせていただければと思います。

それでは、事務局から説明の方をお願いいたします。

○中山間地域・日本型直接支払室長 中山間地域・日本型直接支払室長の伊藤でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、まず資料1で、令和7年度実施状況について御説明をさせていただきます。

この実施状況につきまして、令和7年度の数値については8月末に確定予定でございますが、本日のこの後の議題を御議論いただく上でも必要となると考えまして、6月時点の暫定値として整理したものを御報告させていただきます。

資料おめくりください。1ページ目でございます。

まず、協定数・協定面積でございます。

第6期の初年度となります令和7年度は、2万1,600協定が61.8万ヘクタールで活動を実施しております。

前年度と比べますと、下の表にもございますとおり、協定数で見ますと2,700協定、協定面積で見ますと4万3,000ヘクタールの減少となっている状況でございます。こちらの面積の減少分に関しては、期の初めには減少してしまう傾向があるんですけれども、前期第5期への移行時の減少面積が3万1,000ヘクタールでございますので、こちらよりも拡大をしているということに関して、我々としても課題意識を強く持っているところでございます。

集落協定を廃止した理由についても挙げていただいております。下の表にございますけれども、一番多くございますのは、「高齢化の進展・担い手不足等で5年間続ける自信がない」という御回答が85%と最も高くなっております。なお、前期の初年度のときにも同じように確認をしておりますけれども、このときも同じ理由が一番高くなっておりますが、その割合が高くなっているという状況でございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

前期の中では、特に小規模協定の継続に懸念があったという状況がございましたので、第6期におきましては、これまで推進をしてきました集落協定の統合に加えまして、集落協定間での共通課題に対して活動の連携を行うネットワーク化ですとか、多様な組織、非農業者の参画の促進ということを進めていく、ネットワーク化活動計画の作成を行っていくこととしております。こちらは、令和11年度までにこのネットワーク化活動計画を作成いただくという方針を示していただければ、体制整備単価の対象となるというものでございます。

こちらの策定状況、取組状況について御報告をいたします。

下に、10ヘクタール未満の小規模協定と10ヘクタール以上に分けた形で整理をさせていただきますが、小規模協定の55%がネットワーク化に取り組んでいるという状況で

ございます。ネットワーク化計画、先ほど申し上げましたように、令和11年度までに作っていただくということになりますけれども、21%が既に計画作成済みとなっているというところでございます。

一方で、ネットワーク化活動計画作成を予定していないというところが45%というところでございます。

一番下の参考というところで、欄外に参考情報を掲載させていただいておりますが、例えば前期におきましては、この体制整備単価は集落戦略の作成に取り組んで頂いたところでございます。こちらについて、前期の初年度に当たります令和2年度で見ますと、小規模集落協定で取り組んでいたのが7割という状況でございましたので、それに比べますと、今期のネットワーク化活動計画の策定意向は55%で、少し低くなっていますので、課題意識を持っているところでございまして、しっかりこれが取組をしていただけるような形での推進方策というのを併せて行っていく必要があると考えております。

続きまして、3ページ、お開きください。

このネットワーク化活動計画では、ネットワーク化、統合、多様な組織等の参画の取組から、一つ以上取り組んでいただくということになってございます。いずれを選んでいらっしゃるかということを整理いたしました。

小規模集落協定の欄を御覧いただければと思いますが、令和7年度は、先ほど申し上げましたように、初年度ということでございますので、こういった方向性で取り組んでいくということ自体、検討中ですというところが5割と最も多くなっているところではございますけれども、次いで、多様な組織の参画というのが3割と高くなっているというのが特徴かと思っております。

今後、検討中の5割の方々に、具体的な取組の話し合いを令和11年度までしっかり行っていて、実践に移していただけるようにしていくということが必要と考えております。

続いて、4ページ、御覧ください。

加算措置の取組状況を整理しております。

令和7年度からは、スマート農業加算やネットワーク化加算を新たに新設したところでございます。

全体の取組状況を見ていただきますと、前期から措置を継続しております棚田加算ですとか超急傾斜加算というのは、協定数全体の減少に伴いまして、活用協定数が減少している状況がございます。

一方で、一つ以上の加算に取り組む協定数、一番左の欄にございますけれども、こちらを見てみますと、前年度より650協定増加しているという状況でございます。最も多く取り組まれている加算というのは、スマート農業加算が多くなっていて、全体としては集落協定の12%を占めているという状況でございます。

また、ネットワーク化加算につきましては、前期、集落協定広域化加算という統合を念頭に置いた加算を講じておりましたが、これを統合だけではなくネットワーク化とか多様な組織の参画という形に広げたこともございまして、前期の集落協定の広域化加算よりも600協定以上、取組は増加しているという状況でございます。

以上が、令和7年度の実施状況の暫定値の御説明でございます。

続きまして、資料2で、第6期の対策期間の中間年評価の流れと項目について、御説明を申し上げます。

1ページでございます。

まず、中間年評価の目的について御説明させていただきます。

中間年評価は、協定活動の実施状況の点検・評価や、本制度の効果や課題を把握することにより、制度の趣旨を踏まえた適切な協定活動を推進するとともに、令和11年度の最終評価における検討課題の洗い出し、令和12年度からの次期対策に向けた検討のために実施をするという目的で行うものでございます。

具体的内容としましては、下段を御覧ください。

まず、集落段階を御覧いただければと思いますが、協定自身で令和9年度時点の活動状況をまず点検して頂きます。その上で、令和11年度末までの取組目標の達成見込みを評価いただくということになります。

市町村の方で各協定の状況を吸い上げていただきまして、市町村が管内の協定の活動状況ですとか今後の目標達成見込みなどを、点検・評価を頂くということになります。この段階で、活動が芳しくなかったり、課題を抱えていらっしゃる協定がある場合には、市町村の方から各協定に対して指導・助言を行っていただくということを想定しております。

またあわせて、同じこの緑と黄色の集落段階・市町村段階の下段の方を御覧いただければと思いますが、アンケート調査というのも並行して行う予定としております。

集落協定、個別協定、今期で廃止された協定、制度に取り組んでいない未実施集落を抽出いたしまして、制度に係る効果ですとか、制度の取組意向ですとかについて、アンケート調査を並行的に行いたいと思っております。

右から二つ目になります「都道府県（第三者委員会）」欄を御覧ください。市町村の中間年評価書の評価を都道府県第三者委員会で行っていただくとともに、集落段階や市町村のアンケートを取りまとめ・分析頂きまして、また、県の推進体制の自己評価とも合わせまして、県段階の第三者委員会での評価を行っていただくことを予定しております。

各県の第三者委員会での評価を国の方で吸い上げさせていただきまして、この場でございます第三者委員会の中で、都道府県・市町村の中間年評価書の分析、あとアンケートの分析、後ほど御説明いたしますが、センサスを活用した効果分析を行いまして、中間年評価書の素案について皆様にも御議論いただき、令和10年の8月末までに評価を取りまとめてまいりたいというふうに考えております。

続いて、2ページ目を御覧ください。

スケジュールでございます。

本日の第三者委員会におきましては、次の3ページで御説明いたします中間年評価における評価項目について御検討いただきます。

次回は令和9年3月を予定してございますが、本日の結果を踏まえまして、自己評価ですとか、アンケートの具体的な設問の案を検討したものについて、皆様に御議論いただきたいと考えております。

以後の想定スケジュールは下記の表のとおりです。

なお、中段に参考ということで、令和9年度の中山間直接支払の見直しという欄を設けてございます。後ほど議題3で御説明させていただきます中山間直接支払の見直し、令和9年度からということで考えておりますが、こちらにつきましては、令和9年度から取組を始めて、すぐにその効果ですとか評価ですとか、アンケートを取っていくというような形というよりは、一定の運用期間を経た上で、そこに対しての御意見を頂くということの方が適切かと思っておりますので、下段に米印を記載しておりますように、令和9年度の中山間直接支払の見直しに係る効果等を把握するための調査については、別途、令和10年度にアンケート調査等を実施し、最終評価の議論に反映するなどの対応を検討してまいりたいと考えているところです。

続きまして、3ページをお開きください。

中間年評価項目（案）でございます。

基本的なスキーム、形としましては、従来行ってきました中間年評価を踏襲しながら行

ってまいりたいと考えておりますが、赤字は、今期の制度の見直しに伴いまして内容を変更しているところでございます。

左側、項目欄を御覧いただければと思いますが、まず取組の実施状況ということで、①農業生産活動として取り組むべき事項や、ネットワーク化活動計画、③の加算措置、こういったものにつきまして、まず協定で取組状況を自己評価いただきまして、それを、市町村がその状況を取りまとめて、評価をするということでございます。またあわせて、アンケートの中で、取り組んだことによる効果などの把握も併せて行っていきたいということでございます。

④につきましては、先ほど申し上げましたように、集落協定での取組が、課題があったりですとか進んでいない状況がありましたら、市町村が評価をしまして改善指導の可否等、判断を頂くということでございます。

またあわせて、市町村でこの制度の推進体制や推進に当たってどのような工夫・努力をされているかというところについても、市町村による自己評価を行っていただいて、それを吸い上げていきたいと考えております。

続きまして、2番目の制度の効果・評価でございますが、これも先ほど、前のページで、御説明させていただきましたが、あわせて、協定だけではなく廃止した協定や未実施集落に対してもアンケートを行うこととしておりまして、この中で制度、現在の農用地の状況ですとか協定活動への参加意向、また、本制度に取り組んでいない理由などをお伺いしていく中で、最終評価や次期対策に向けた検討事項の整理につなげたいと考えております。

最後に、センサスを活用した効果分析でございます。これは2025のセンサスを活用することになりますが、少し補足をさせていただくと、2025のセンサスにつきましては、2025ですので今期の取組を反映するものではございません。

前回の中間年評価は、2023年に行わせていただいたんですけれども、このときは、2010年のセンサスと、2020年のセンサスを用いまして、その10年間の中で、制度を活用した集落としていない集落で、ここに記載をしておりますように経営体数ですとか、平均経営耕地面積ですとか、その他の指標を見比べて、制度の効果がどのように反映されているかというのを見てみたというところでございますが、センサスを活用した効果分析につきましては、当期の、今回でいいますと6期の効果をダイレクトに見るというよりは、少し長期的スパンで制度効果を見ていくという趣旨になりますが、何かプラスでアップデートできる情報が、データとかがあるかというのは、少し我々も研究したいと考えているところで

ございます。

以上が、資料の２、中間年評価の流れと項目についての御説明でございます。

○安藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明ありました内容につきまして、御質問や御意見を伺えればと思います。特に資料の１は、暫定値ではありますがけれども、現状を示す貴重な資料でありました。確定値が出るのは８月末ということではございますけれども、本日はこれに基づいて議論をしていきたいということになるかと思います。

それでは、委員の先生方、いかがでしょうか。

それでは、岡田委員、お願いいたします。

○岡田委員 岡田ですが、本日はありがとうございます。

何点か質問ですけれども、協定数の減少が加速しているというときに、協定に入らなくなったからといって農業を辞めるわけではないとは理解はしていますけれども、そうした状況の中で課題としての考えで、なるべく協定から脱落しないようにというのを注力していくということであるのか、あるいは、協定から脱却しても農家を辞めるわけではないので、それぞれの在り方に応じての支援というのを考えていくということなのか、基本的な構えがどちらにあるのかなというのが質問点としてありまして。

その点で、この仕組み自体は５年のタームで考えていくということですがけれども、非常にその５年続ける自信がないというときに、何か柔軟なやり方、２年ごとでロールオーバーしていくとか、何か見直すということが出来るのか、できないのか。あるいは、今見直すべきではないのか。その辺りというのはどうなんだろうかという点ですね。

あと、もう一つの疑問点としては、通常、米の価格というのは長い間ものすごく大きい変動というのはなかったと思うんですけれども、どのタイムレンジ取るかによりますけれども、近年は非常に高く上がって、今足元で非常に下がってきているということで、農家の方々が心配されているというところかと思うんですけれども、こういう大きい米の価格の変動がある時期に、この制度自体はそれとは、中立的にこれそのもので考えていくということなのか。あるいは、こういう大きい変動というのはある程度あり得るということで、ここで得られた知見というか、農家さんの受け止めみたいなものも踏まえて制度というのを考えていくべきなのか。その辺りはどのようにお考えなのかといった辺りを伺えればと思います。

以上です。

○安藤委員長 ありがとうございました。

協定離脱集落に対する基本的な考え方と、それから、5年間ではなく、例えば1年、2年という、そういう設定もあるのではないかということについていかがでしょうかということと、米価の変動について、政策の与件と申しますか、政策を変えている環境の変動としてどうお考えになられているかという、簡単にまとめれば3点ぐらいになるかと思いますが、いかがでしょうか。

○中山間地域・日本型直接支払室長 ありがとうございます。

まず、1点目の協定数が減っているというようなことに関して、基本的な我々の構えというところでございますけれども、この後、資料の3の方でも関連するような情報提供させていただければと思っておりますが、正に今、資料1でも御説明をいたしました小規模協定のネットワーク化の推進に係る課題意識は、委員に御指摘いただいたところと共通だと思っております、委員の言葉をそのままお借りしますと、協定から脱落しないように、辞めなくてもいいような環境にしていくようにしていくというのが大事なかなと思っております。農業は続けられるけれども、制度的にはちょっと使えない。その理由として例えば、よくお聞きするのは、やっぱり事務の面だったりですとかそういったところが多くございますので、そういったときにこのネットワーク化の取組をしていただくことによって、後ほどちょっと資料で御説明いたしますが、事務を誰かまた集落とは別のところで構えてやっていただけることによって、辞めちゃったところが、それならやれそうということで戻ってこられるような事例もでてきておりますので、我々とすれば、どちらかという、農業を辞めるわけではないので仕方ないかというよりは、この協定を続けていただいて集落を発展させるようにうまく制度を使っただけの方針に、支障となっている部分をカバーしていくようにしていきたいというのが基本的な考え方でございます。

2点目の5年間のお話でございます。

まず、考えとしては確かに、例えばこれが1年とか2年のタームですとずっと取り組みやすいのという考えについては、地域からそういうお考えが出るのは当然かなとは思いますが、一方で、この制度、単に営農することに対してお支払をしているというよりは、集落でいろんな方向性を決めて、こういうことが課題だからこういうことに取り組もうとか、もちろん農道や水路の管理をしていくこともそうですけれども、場合によっては、共同の農機・農機具を購入してうまく使っていこうとか、そういった集落で営農していくための様々な取組に計画的に使っていただくという側面があります。集落でどうい

う方向で取り組むかというのを考えるときに、1年とか2年とかの短いタームではなくて、やはり5年とかである程度中期的に考えていただいて、それで取り組んでいただくというのがこの制度の、もともと農業をするだけでもらえるというものではないというところの肝かなと思っております。

ただ、これがあまり足かせになってしまうと、85%になっている「5年間続ける自信がない」につながりますので。これもまた資料3でちょっと御紹介申し上げますけれども、要は5年間続けることに対するサンクションというか、罰として、もしやれなくなったら5年分遡って返還してくださいというのが制度としては組み込まれているわけなんですけれども、その部分につきましては、例えば農地を転用してしまっただけ、もう全く農業として使えない場合にはルールとして遡及返還をしていただきますけれども、高齢ですとか病気ですとか、そういったやむを得ない事情で、5年の間でどうしても辞めざるを得なくなつて、後継していただける方はいないというときは、返還免除の規定を設けていて、それをしっかり市町村でも運用してはいただいているところであるんですが、そういう場面が来ないと、農業者の方はそういうふうには免除されることとか知らない場合もあるのかなと思っていまして、ハードルにならないように、しっかり返還免除規定の御案内を我々も強化しなきゃいけないと思っております。

最後に、米価の変動に関してのところなんですけれども、これ、ちょっといろいろ制度に対してのお考えもあると思うので、もしほかの委員の皆さんからも御意見がありましたら頂戴したいとは思っていますけれども、基本的にこの制度については、生産の条件の不利を平地と比べて、生産のコストの部分に着目して、経営というか収入の部分というよりはコストの部分に着目しているようなところでございまして、米価の変動によって実入りがどう変わるかというところに、制度的に連動するような形にはなっていない状況があります。

一方で、おっしゃるように、米価の変動で営農やるやらないの判断は農家において当然されると思いますので、それが制度的に結び付いてくる側面がないとは言いきれないと思うんですけれども、これはアンケートで取っているとかいうことではありませんので、肌感覚ではあるんですが、米価が変動して、もう続けられないからというよりは、それ以前に、この協定数の減少とかについては、そういった事務の面ですとか、高齢で5年間続けられるかという、そちらの不安の方が先に来ているような感覚を持っているというところがございます。

○安藤委員長 岡田委員、よろしいですか。大丈夫ですか。

ありがとうございました。

小規模集落のネットワーク化によって協定からの離脱を何とか防ぐための事務の支援という話は後でまたあるということで、よろしいですかね。また先生方からも意見が出るかと思いますが、そのこのところでもまた議論したいということになるかと思います。

あとはよろしいですかね。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

荘林委員、お願いいたします。

○荘林委員 荘林でございます。

今の岡田委員の質問にも絡んで、5年間継続問題ですね。そもそも中山間直接支払、何のためにという話と密接に関わってくると思うんですね。

私自身の理解では、例えば今、事業費ベースで年間約560億ですよ。これが創設されたときも費用便益分析というのは特にやっていなかったかと思います。費用便益分析やっていなかったという暗黙の了解というのは、その560億円、毎年支出したとしても、それにより保全される多面的機能の便益よりも560億円の方が低いだろうというのが暗黙の了解としてあったかと思います。そういう意味では、私は、毎年の560億円の費用よりもそれによって保全される社会的な便益の方が大きいという前提に立ってこの制度があるとするなら、各年単位で考えることに、少なくとも理屈上の問題はないかというふうに思います。

一方で、先ほどの伊藤室長の御説明も、それは非常によく分かるところでございます。ですから、そういう意味では、個人的には原理原則に立つとするなら、もう1年単位でもいいじゃないかと。そのうえで、5年間という形は残しつつも、今御議論があったように、仮にそれが力尽きて2年で終わったとしても、2年まではきちんとお出しして3年目からお出ししないということで、毎年毎年のコストと便益の対応関係としてはそれで整理できるんじゃないかと。5年継続しないといけないという縛りがあるがゆえに、これも伊藤室長おっしゃっておられましたけれども、その縛りがきつ過ぎて継続しないという選択をしたことによって、より早く駄目になってしまうみたいなリスクもあるわけですよ。その辺を考えると、私は、この5年縛りというのが適切なものかどうかというのは、今この場で議論するというよりも、どこかのタイミングで、再考する余地はあるんじゃないかと

いうふうに強く思うところでございます。

もう1点だけよろしゅうございますか。

もう1点、加算でスマート農業加算が大きいと。スマート農業をいろいろトライされるというのは、私は大変すばらしいことだと思います。

一方で、やはり中山間の大きな問題は、傾斜地での草刈りや泥上げにあるわけですね。そういうことについて自動化の技術が進んできているというところもいろいろ伺っているところでございますが、個人的には、もっとその辺りに研究開発投資がなされてもいいんじゃないかと思っています。

例えばほ場の中の作業の自動化については、個人的には民民ベースで技術開発がなされることが適切なケースも多いのではないかと思います。一方で、傾斜地の草刈り、共同の草刈り活動などについては、民間の研究開発投資に期待するというのはなかなか難しいんじゃないかと思っています。

そういう意味では、こういう話、中山間でどうするのか、加算も含めてどうするのかという制度上の話と、マクロには国の、特に農林水産省の研究開発投資、公的な研究開発投資の方向性がどうなっているのかということもかかわってくるのではないかと。そこは個人的に大変関心があるところで、私自身の理解では、国の研究開発投資については、スマート農業の重要性は強調されておられるんだけど、本来公が研究開発投資をより積極的に振り向けるべき草刈りなどに関する技術開発については意外に弱いんじゃないかという感覚を持っているので、もしその辺、何かお分かりになるところがあれば教えていただければと思います。

すみません、長くなりまして。

○安藤委員長 ありがとうございました。

直球勝負という感じでしたが、環境公共財の供給に対して正当な支払をすべきではないかと、言い換えてしまうとできるかと思いました。そういう原理原則に立ち戻っての制度の設計のし直しと、そういう長期的な課題と、それから、生産性向上といってもほ場の中だけではなくて、トータルとしての生産性を下げないようなことも目配せしたような、そうした開発なり支援が必要ではないかという、中山間地域を対象とした技術開発の方向という2点だったと思いますが、いかがでしょうか。

○農村政策部長 私からよろしいですかね。

1点目の5年間継続するかを要件にするかという問題なんですけれども、今回、大臣か

らの御指示で、将来を担うような若い方々の御意見を、実は全国、かなりの数聞いてまいりました。びっくりしたのが、若い方は、5年間やって、例えば機械を買うとかIT化するとか、地域の将来に向けて、そういうことをやれるようにしてほしいと。ずっとこのお金が続くかどうかは分からないのだけれども、この5年間、お金が出ている間に、将来に必要な色々なものを買いたいというお声がありました。

一方、御年配の方は、どちらかというと、5年も継続する自信がないとおっしゃる傾向にあるように思います。言い方が難しいんですけども、御年配の方は、集落組織で発言権があつたりするので、そういう声が前面に出ているのかなと思います。

我々としては、今回のこの事業の見直し、これからまた御議論いただくのですけれども、やっぱり若い方が継続してくださることが大切で、そういう意味では、その5年間、将来に向けて計画的に物を買いたいとかいうことを御支援するのもあっていいと思っています。

ただし、高齢や病気などで2年で断念したいとなった場合には、今は辞められるようになっていて、5年間絶対やらないとペナルティーというルールではなくなったので、そこは、事実上、1年ずつ区切って取り組んでいくとっていただいてもいいというか。ただ、一応事業は5年間ずつの仕切りになっていますよという整理だというのが1点目でございます。

もう1点目のスマート関係の草刈り機って、実は民間では開発が進んでいます。どうも、全国的に御要望が結構あるようでして。中山間地域用の草刈り機の開発で一番の問題というのは、法面とかが急過ぎるということ。45度ぐらいまでは一般のラジコン草刈り機で草刈りできるのだけれども、50度ぐらいになると対応する草刈り機がないとのことで、そういう開発を民間の方がされていて、例えば、ショルダー系で上からこうやって降りていくような草刈り機とか、色々な開発がされていると承知しております。そんなに投資しなくてもできるような開発を民間がやっていらっしゃるんで、行政機関は、民間の開発の圧力にならないようにしないといけないと思っています。そういう意味でも、あまり、草刈り機の開発は国でやるということはないと思うのですけれども。一方、行政としては、法面を緩やかにする公共事業をやっているとして、45度以下にすると、残念ながら耕せる面積は減るのですけれども、傾きを緩やかにすることによって、一般の自動草刈り機が使えるようになるとか、そういう工夫もしてございましてですね、公共事業と民間の開発とで、草刈りの件は進めているということでございます。

○安藤委員長 お願いいたします。

○荏林委員 5年継続問題は、5年という契約期間にすることによって投資的判断ができるという話はもう昔からある話ですよ。だからこそ、世界中の直接支払はそういう契約期間を決めてやるんですよ。ですから、私はそれは正当なことだと思います。

ただ一方で、その5年続ける自信がなくて辞めるという結果が数多く出現しているという事実があります。

5年契約をするということと5年契約を切っても全然構わないんだということは、全く普通に両立できる話だと思うんですよ。今、部長がおっしゃるように、制度としてはきちきち見れば両立しているのかもしれないですけども、両立していないと思っていられる方が大量にいるから、それで継続しない地域が多いわけですよ。ですから、制度として今それが可能なら、もっとそれを全面的に御説明されるべきじゃないかというふうに思います。

二つ目のところは、たまたまほ場整備にも触れられたので、これもよりちょっと本質的な話を申し上げますと、中山間支払いの単価は10アール当たり毎年2万1,000円ですよ。今、フルスペックでは場整備を実施すると10アール当たり200万とか300万の事業費が掛かるわけですよ。そうすると、部長がおっしゃるように、ちょっと斜面を緩やかにするというのはフルスペックのほ場整備じゃないにしても、相当のコストが掛かるというときに、経常的に毎年2万1,000円を長期にわたってお出しするのがいいのか、あるいは、その30年分、40年分、あるいは下手すると100年分をかけてほ場整備をするのがいいのかというシリアスな政策選択の問題としてあると思うんですよ。ですから、その辺の話もある意味、技術開発を誰が投資するのかという話ともちょっと地続きの話のような気がいたしております。

以上です。

○安藤委員長 ありがとうございます。

事務局の方、よろしいですか。

それでは、竹田委員、お願いします。

○竹田委員 竹田でございます。御説明いただき、ありがとうございます。

私の方から、先ほども皆さんに御議論いただいている5年続ける自信がないというところで、まず1点目は。あともう1点目、後でお話しします。

こちらなんですけれども、5期からもうこういうふうに変わっていたということで、こ

れがどういうふうに御説明されているのか、いないのかというところは、やはりすごく重要な問題だと思っていてまして、もう一つ、集落に迷惑を掛けるんじゃないかという意見も結構これに付随してありまして、この部分で免除の部分が、個人配分の部分だけは返還するけれども、集落に配分されたものは引き続き5年間になるのかどうかとか、そういった細かいところの御心配というのが多分あるのではないかというふうに思いまして、その辺りの制度的な面をちょっと教えていただけたらというふうに思いました。

2点目なんですけれども、2ページ目に、集落戦略の第5期のときの体制整備単価と今期の体制整備単価というところ、まとめていただいてありがとうございました。やはりそれを見ると、今期かなり低いというところになって、10ヘクタール未満のところは低いと。10ヘクタール以上はかなり高い数値になっていて、この辺りをどういうふうにこれからフォローされていくのか。ここも多分戦略がないと、このままずるずる。令和2年度の5期だと、70%が最終で71%ということで、70%というそもそも高い値があったというのもあるかもしれませんが、ちょっとそこが心配というところで、どういうふうな戦略でいかれるのかというところの2点、お願いいたします。

○安藤委員長 よろしいですかね。

具体的に現場にどういう説明をされているのかという、その点から、まず最初に、お願いいたします。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） 農水省、河津でございます。

現場への御説明に関しましては、当然、都道府県・市町村を通じて御説明という形になっていくところの中で、いろんな資料を使って御説明等をしてきたところはございます。

ただ、そうはいっても、なかなか農家の皆さんまでその情報がしっかり伝わっているかどうかというところにつきましては、今実際に返還の心配があるとの声が出ているという中では、十分に伝わっていなかったという課題があったと承知をしているというところがございます。

あともう一つ、返還のテクニカルな話として、仮に遡及返還という話になったときに、どこが対象になるかという部分に関しましては、先ほど竹田先生からお話のあった、例えば個人配分と共同の配分のところで何か扱いを変えるという仕組みにはなっておりませんで、そこは、交付対象面積に対して、仮に遡及返還に該当するという話になれば、その面積に応じた、交付された金額をお返しいただくという仕組みになっているというところがございます。

○中山間地域・日本型直接支払室長 もう1点の方もよろしいですか。

○安藤委員長 はい。

○中山間地域・日本型直接支払室長 ありがとうございます。伊藤でございます。

二つ目の体制整備単価の部分でございますけれども、我々も課題意識だと思っております。小規模協定のところ、先ほどの資料1の3ページになりますけれども、まだ初年度でございますので、これで傾向を測るといのはちょっと時期尚早ではあるんですが、やはり我々もちょっと想定していたとおりではあるんですが、多様な組織等の参画で御検討されるところが多いのかなというところでございます。

統合というのはかなりハードルが高くて、ネットワーク化も相手がいないといけなくて、誰か仲介していただける方とか、それは市町村の方も含めてですけれども、そういった形がないとなかなか進みづらい部分があるかなと思ったときに、自分の集落の中で比較的に取り組みやすい部分が多様な組織や非農業者の方の参画ということになります。

ただ、多様な組織と言われても、どこと連携したらいいのかというのが分かりにくいというお声は、昨年度、推進をさせていただくときも頂いていたところでございまして、これも既に昨年度から取り組ませてはいただいているんですが、例えば土地改良区とこういうことを連携するとか、地域の小学校とこういうことを連携するとか、いろいろな連携でき得る組織をカテゴライズさせていただいて、それに対して、例えばこんな取組を一緒にやっている事例がありますよみたいな形でお示ししております。それがあまり分厚い資料ですと、集落の方まで届いても見ていただくのが難しくなりますので、表裏1枚のチラシを作りまして、こういったものを市町村を通じて、今、体制整備単価に向けて悩んでおられるような集落の方にお話を頂くようお願いしております。

また、多面的機能支払においても、外部人材と連携してやっていくことが必要という共通課題がございます。多面的機能支払の方で、そういった外部人材と連携するためのマッチングサイトを県土連さんを中心に今、作っておられます。こういう活動を何々集落でやるので来ませんかみたいな形で、広く一般にアプローチできるようなサイトでして、ここに中山間直払の集落協定でやるような活動を掲載させていただくことを、全国土地改良団体連合会とお話をさせていただいて、各県土連でもやっていただけるようにしたところであります。マッチングサイトに集落協定の活動への参加募集を載せるとか、あと、マッチングサイトの活用についての連携覚書を結ぶとか、そういった取組も多様な組織の参画に位置付けられることを御案内したところであります。

要は、取組の仕方のイメージが湧きにくいというところがあると思いますので、こんなことができる、あんなことができるという、いろんな手法をなるべく分かりやすくお示していくということをしかりやっていくというのがまず一つ大事だと思っています。

あとは、先ほどちょっとハードルが高いと申し上げた統合やネットワーク化については、市町村がリーダーシップを取っていただいてやっていくというのが一番推進力が高いので、市町村に対して、昨年度から、事務局の一元化をもう既に取り組んでいるような全国の事例をオンラインで発表いただいて、直接取り組んだ市町村に、聴講されている市町村の方が質問したりできるような場をつくりまして、そこで、どんなふうに行ったかとか、これはどうしていますかとかいう、市町村の職員の方が学んでいただけるようなウェブセミナーを開催しています。

あの手この手を地道に積み重ねていくということが大事かなと思っておりますので、また皆様のアイデアとかいろいろ頂きながら、まだまだこれからネットワーク化計画作っていただく余地はあると思っていますので、取り組みたいと思っています。

ちょっとすみません、長くなりました。

○安藤委員長 ありがとうございます。

竹田委員、いかがでしょうか。

○竹田委員 やはり集落共同配分になったところも遡及返還になるというところで、多分御心配されるというところがあるということがちょっと確認できましたので、その辺をどうしていくかというのもまた検討の余地があるのかなと思いました。

あとの取組のところは、本当にもうどんどん進めていただければと思いました。

以上でございます。

○安藤委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、笠原委員、お願いいたします。

○笠原委員 御説明ありがとうございます。笠原です。

すみません、ネットワークの話が出たので、御提案というか。

実は私の住んでいる市のお話ですけれども、初年度からネットワーク協議会を立ち上げてまして、ネットワーク加算と、それからスマート農業加算の方、頂いて、協議会の運営を始めているところです。実は、この協議会の事務局を担っているのは、新規就農の方がリーダーとなっていて、地域おこし協力隊で定住を予定されている方々が3名、合計4

名で事務局を担ってくださっていて、中山間地の中で担い手がないというところのフォローができるような体制になっていますし、定住促進という形も取れるような取組をこれからもしていきたいというふうに聞いているんですが。

第三者委員としてこんなことを言うのは本当にいいのかどうか、すごく迷うところですが、期が終わるたびにこの加算が終わってしまうんで谷ができる、協定数が減ってしまうというお話がいつも出ているかと思うんですが、このネットワーク化加算とかスマート農業加算、こういった加算について、満額そのまま継続ではないにしても、そろそろ第6期に入って25年を超えたところで、減額したとしても、こういった地域の中の担い手を育てるという観点から、どうにかこの加算の部分を継続できないかというのが私の意見です。

というのは、参考資料にありました郵便局との連携というのがあったかと思うんですが、これについても、6期が終わってしまっただけでネットワークの加算が終わってしまえば、果たして続いていくのかという疑問は当然あるかと思います。

実際の中山間地においても、せっかく地元で定住しよう、地域の農業を守っていこうという若い方々を事務局に据えている私どもの市としても、このまま5期が終わったから、はいそうですかという形で切られてしまうというのは、なかなか厳しいかなというふうに思いますので、例えばこれが半額若しくは3割に減ったとしても、こういう形で続いていくことが人材の育成につながっていくという観点も、少し考えていただきたいなというふうに思います。

○安藤委員長 ありがとうございます。

制度の見直しが5年ごとに一気に変わるのでは困るということでした。そうではなく、継続性をどう持たせるかが大切で、あるいは、この制度の見直しは、今の期のうちのある段階から地元の声を入れつつ、早めに見直しを考えていくことも必要だという話につながってくるかと思いましたが、いかがでしょうか。

○中山間地域・日本型直接支払室長 ありがとうございます。

御地元ですごくいい形で御活用いただいているお話を頂いて、大変有り難いし、うれしいなと思ったところです。

お話を頂いたように、例えば、事務局とかを作ったときに、その事務費をこのネットワーク化加算であてがっているというのは私たちも認識しております。

そういったところとかをしっかりと中間年評価の中で、いろんな市町村の取組を確認していくということの積み重ねの中で、正に笠原委員がおっしゃるように、このせっかく作っ

た体制を次の期でも維持していくためには、どのような次期の見直しの考え方をしていくべきかというのを整理していく必要があると思っております。我々としても、今御提案いただいた内容でやれますということを申し上げられるわけではないんですけれども、一方で、課題意識として、このせっかく作っていただいた体制を続けられない形にしてしまうというのはよくないと思っておりますので、中間年評価をしながら、お話を聞いて、次期の見直しに向けて、今の御意見も踏まえながら、検討をまた皆さんとさせていただければと思っているところでございます。

新規就農の方とか地域おこし協力隊の方とかが入っていただいているというのは、すごく前向きな事例で非常に有り難く思ったところでございます。ありがとうございます。

○安藤委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいですかね。

まだ次の資料がございまして、そちらを踏まえて議論をできる時間がありますので、この二つの議題につきましては、ここで議論を終了したいと思います。

続きまして、（３）中山間地域等直接支払の見直しにつきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中山間地域・日本型直接支払室長 ありがとうございます。

それでは、資料３で、令和９年度中山間地域等直接支払の見直しについて、室長の伊藤の方から御説明させていただきます。

まず１ページ目につきましては、冒頭、局長の松本からもお話ししました、昨年４月の食料・農業・農村基本計画においてどのような位置づけがされたかということですので、重複いたしますので割愛させていただきますが、この基本計画に基づきまして、水田政策の見直しの中で、中山間直接支払についても条件不利の実態に配慮し支援を拡大するということで、検討を進めているところでございます。

２ページ目にございますが、この新たな水田政策の基本的な考え方といたしまして、農業の構造変化が見込まれる中で、将来にわたり国民に食料の安定供給を果たすため、水田・畑に関わらず、土地生産性の向上と労働生産性の向上の双方を進めて、多様な需要に応じた生産による田畑フル活用により、食料の安全保障の強化を図るという考え方に立って検討を進めているところでございます。

この考え方に基づいて、中山間直接支払はじめ、下に記載をしております各種の施策の

見直しを行うとともに、欄外にございますような関連施策というのも併せて講じていくという考えでございます。

続きまして、3 ページ目を御覧ください。

見直しのスケジュールでございます。

タイトルから「令和9年度」と申し上げておりますけれども、新たな水田政策は令和9年度から開始することを基本として考えておりまして、中山間直接支払の見直しについても同様に令和9年度からスタートできるように考えたいと思っております。

「今後」という記載になっておりますが、6・7月に地方ブロックごとに説明会で御説明もさせていただく中で、関係者の皆様からの御意見も頂戴をしているところです。

また、本日の委員会の意見なども踏まえながら、詳細な制度設計を検討していくという考えでございます。

ここから見直しのポイントを4点に分けて、4ページ以降、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、一つ目が取組の拡大という観点でございます。

5 ページ目になります。

直近の協定面積や協定数は先ほど資料1で御紹介させていただきましたが、御覧のとおり、平成26年に68万ヘクタールという協定面積がピークを迎えて以降、期の切替えで一度落ち込んで上がるというようなことを繰り返しながら、徐々に減ってきているというような状況、また、6期の初年度である令和7年度は大幅な落ち込みとなっており、課題意識を強く持っているところでございます。

この協定面積につきまして、制度の活用状況がどのような状況になっているのかを、6 ページ目で整理させていただきました。

田の傾斜別の実施状況ということでございますが、対象となり得るような傾斜がある農地のうち、どれぐらいこの制度が活用されているか、カバーされているかという考え方の下、新たに推計をさせていただいたものになります。対象面積というところを推計しておりまして、9法地域の中の急傾斜・緩傾斜がある面積を我々の方で推計し、それに対して令和6年の実際に制度を活用いただいた面積の割合を実施率として算出し、急傾斜が5割、緩傾斜が約3割という状況でございます。

この残りの5割や残りの7割というところは、制度が活用され得る農地ではあるものの、されていないという状況がございます。これについて、制度に取り組んだことがない中山

間地域の農業集落に尋ねた結果として、これは前期の中間年評価の際にアンケートを取ったものを活用しておりますけれども、未実施の集落の3割が本制度を知らないというような回答を当時頂いておりますし、また、集落が知っていても取り組まなかった要因としては、高齢化ですとかリーダーの不在、事務手続の負担というようなところがございますので、制度をしっかりと活用いただいて中山間地域の田畑をフル活用していくという観点からは、こういった課題に対応していく必要があると思っております。

なお、田の実施率という表の下に米印で書いておりますが、別途、農水省の方では交付面積率というのを公表してきております。これは、市町村がこの制度の対象として、市町村が定める促進計画というもののの中に位置づけた面積というのがございまして、これに対してどれくらいが制度を使っているかを整理したものです。市町村で検討いただいた内容に対してどれくらい充足しているかを見るものでございまして、これとまた違った見方で、実施率というのを今回出させていただいたところでございます。

続いて、先ほどの実施率の方で、特に緩傾斜の方が3割ということで、低く見えるところではございますけれども、これは制度的な背景もございまして、御説明をさせていただきます。

7ページでございます。

緩傾斜の取組状況ですが、緩傾斜はそもそも、耕作放棄地の発生を防止する観点から、緩傾斜農用地については市町村の判断で対象とするかどうかということが決められるという制度設計になっております。

令和6年度は協定面積66万ヘクタールのうち、約3割に当たる19万ヘクタールが緩傾斜農用地となっておりまして、急傾斜の面積が同じ6年度でいうと18万ヘクタールですので、緩傾斜農用地の方が今もう数字としては上回っている状況にございます。

市町村の判断によりということにはなっているんですが、制度創設のときに、やはり市町村にとってもよりどころというか考えの基準みたいなものがあつた方がいいというお声もあつたということで、右側にございますように、ガイドラインを国で示しております。内容としましては、急傾斜農用地と連担しているような緩傾斜を対象にするですとか、緩傾斜という条件に加えて、下に掲げるような農業生産条件の不利性が変わる場合に対象にするですとか、そういった内容をお示ししておりますが、これは義務ということではございませんで、これを参考にして市町村で判断頂くということにしております。その結果として、このガイドラインどおりの基準を設定しているのが左側の黄色の部分、25%の市町

村となっている状況です。このほか、緑の部分になりますが、緩傾斜農用地全てを対象にしている市町村が25%、また一方で、青のところですが、4割ぐらいの市町村が緩傾斜農用地は指定の対象外としているという状況がございます。

次のページ、8ページでございます。

緩傾斜農用地の全てを対象としている市町村にその理由を伺うと、地域からの要望があったというのが一番多いところですが、急傾斜農用地と一体的な支援が必要だとか、条件不利性がある、共同活動への支援とか、緩傾斜農用地でも荒廃農地が増えているなどの理由が挙がっているところでございます。

こういった様々な理由から、右に三つほど例を付けさせていただいておりますけれども、直近の第5期などの中で緩傾斜農用地の対象を拡大するような市町村も今増えてきているような状況でございます。

25年前から始まった制度ではございますけれども、この市町村が判断する部分というのは可変でございまして、市町村が中山間地域の状況を踏まえて、改めて対象の見直しを考えていくことも可能でありますので、こういったことを促していくのが必要ではないかと考えております。

続きまして、9ページを御覧ください。

個別協定の御紹介をさせていただきたいと思っております。

個別協定というのは、制度創設当時から仕組みとしてございますけれども、認定農業者ですとか農地所有適格法人などが、5年間以上の利用権の設定や基幹的農作業の受委託を継続することを要件として対象としているものでございます。

近年は増加傾向にありまして、令和7年度の数字を見ても、協定数としては少し減ってはいるものの、面積としては増加しているという状況がございます。もちろん集落での共同活動を前提としていくという考え方を変えていくということではないものの、集落の構成員も減っていくという中で、こういった個別協定が今後うまく活用されていく余地というのも増えていくのではないかと検討していく必要があるのではないかと考えております。

続いて、10ページ目でございます。

先ほど非常にいろいろな御意見を頂戴したネットワーク化の取組のところでございますけれども、ネットワーク化の必要性・背景は先ほど来御議論いただいておりますので、事例の御紹介をさせていただきますと、先ほど郵便局のお話も出たところですが、島根県雲南市の事例、右上にございます。こちら、広域化の取組を進める中で、地域の中での関係

者として、郵便局ですとか地域団体の方を事務局に迎えて久野地区というところでネットワーク協議会を設立されました。草刈り隊ですとか、新規就農者の発掘を目的としたイベントですとか、ドローンによる共同防除とかを協働してやっていくような体制ができたところなんですけれども、あわせて、この郵便局の方が協議会で一緒に事務補助をしていただくような連携が行われたところでございます。

この結果、もともと地域内で廃止していた2協定が、こういった協議会ができて、事務をカバーしてくれるということですから、草刈り隊とかそういった取組を受けて、また戻って制度を活用するということに繋がっており、冒頭で御説明をしたような、5年間続けられるかとか、リーダーがいなくて、事務が大変といったところに対しても、このネットワークをうまく活用していくことは有効な手段となり得るのではないかというふうに考えているところでございます。

なお、この郵便局との連携については、単発の取組にするということではなく、全国的な広がりを作っていきたいということで、総務省と日本郵便と農水省でお話をさせていただいて、全国展開できるように、連携の仕方を仕組み化して、それをそれぞれのルートで、情報を下ろしていったというようなことを去年以来やらせていただいておりますので、全国の中で取組を広げるべく考えているところでございます。

この後数ページは、今載せさせていただいた事例の詳細ですので、割愛をさせていただきます。15ページになります。

見直しのポイントの2点目でございます。制度の有効活用ということで、御説明をさせていただきます。

16ページになります。

加算措置の取組状況は、先ほど、直近の令和7年度の状況を御説明させていただきました。6期対策では加算措置をいろいろ見直したのと、小規模協定で取り組みやすい内容設定にするなど、支援水準の引上げと合わせて、内容の見直しも行わせていただいたところです。

加算措置に取り組んだ集落協定が増えたということについては先ほど御報告させていただきましたけれども、右側にグラフがありますように、協定面積が大きい集落協定ほど加算の活用が多いという状況は前期と変わらないところではあるんですけれども、規模別に見て、どの階層も加算に取り組む割合が上がってきているという点はよい傾向となっていると考えています。

一方で、更に加算活用を促進するための取組も行っていく必要があると思っています。

子細に見ますと、17ページ、御覧いただければと思います。

新設いたしましたネットワーク化加算とスマート農業加算について、協定面積の規模別に見て、活用の状況を見たものでございます。

ネットワーク化加算を見ていただきますと、比較的小さい協定でも数多く使っている。例えば、前期の広域化加算とかと比べても活用協定数が増えていますので、見直しの狙いとしている効果が出ているのかなと思っています。とはいえ割合で見ますと、まだまだ伸ばす余地もありますので、しっかり制度を有効活用いただけるような手はずというのを考えていく必要があると思っています。

次に、18ページを御覧ください。

制度の有効活用という意味で申し上げますと、水路や農道等の管理等の活動を支援するという意味で、ある意味、一部共通した目的の下に設けております多面的機能支払、これもしっかりうまく活用いただいて、中山間直接支払と併せて使っていただくということで、支援の充実を図っていくというのが大事ではないかと思っています。

中山間直接支払と一緒に活用できるということ自体、もちろん御理解いただいて、この右側の例のように両方を一体的に使っていただいているような例もある一方で、そういったところが知られていなかったりですとか、若しくは、事務に負担感を感じられて、両制度取り組むのは難しいというご意見もある中で、下段にありますように、中山間直接支払66万ヘクタールに対して、両方使っているよというのが46万ヘクタールに対して、中山間直払だけというところも20万ヘクタールあるような状況にありますので、多面的支払も事務の負担など減らして一体的に使っていただけるようにすることで、支援を充実していくということを考えていってはどうかと思っています。

続いて、見直しのポイントの3点目です。対象農用地の拡大という点でございます。

20ページ目を御覧ください。

まず、現行の制度について左側に整理してございますが、①から③は傾斜による基準でございますが、それ以外に、傾斜によらない条件不利性について着目した基準を④から⑦で設けております。④から⑥は定量的に国の方で設定した基準に基づいて運用していただいているんですが、これによらないような地域の実態に応じた不利性については、⑦で、都道府県知事が基準を定めて対象とすることができるようにしてございます。

一方で、右側の赤囲みしているところですが、この⑦の特認基準については、現状は離

島の平たん地が指定されているにとどまっているところがございます、不利性の整理の難しさということもあって、活用のされ方は限定的となっています。

このため、21ページ、22ページになりますが、市町村などから傾斜によらない様々な不利性についてご意見を頂き、調査した事例でございます。

あくまで一例にはなりますが、例えば21ページは、青いところが、傾斜があり中山間直接支払の対象になっている農用地でございます、これと隣接したところにあるんですけども、赤いところについては、傾斜の要件を満たさないということで対象になっていない状況にあります。赤いところは、それぞれ、法面があつて、草刈り作業負担があるとか、ほ場の条件も悪かったりですとか、用水路とかを一緒に管理しているといった状況があり、こういったところも、現状対象になっている農地と一体的に対象にできないのかという御要望を頂いております。

また、22ページになりますが、こちらは、認定農業者の方がこの囲っているところを営農されているという状況です。同じく青いところは中山間直払いの対象になっているんですが、間の赤のところは傾斜がなくて対象になっていないという状況です。一方で、小区画ですとか排水不良ですとか、また、通作距離も全体として長いというような状況がありますので、こういった事例も踏まえて、既存の協定と合わせて柔軟に、その地域を守っていくために必要な農地を対象にしていくことはできないかということを検討していくという方向で考えております。

最後に4点目、サポートと事務負担の軽減について、24ページを御覧ください。

制度の推進に当たっては、市町村の方にすごく汗をかいてやっていただいているところではございます。

一方で、市町村も、職員の数が限られている中で、中山間直払だけではなく、いろんな制度なども担当されており、中山間直払に手厚くやっていくというのが難しい状況があることも事実としてございます。ですので、今既に取り組んでいない集落ですとか、若しくは取り組んでいるところでの加算の取組ですとか、多面の一体的活用とか、そういったことも含めまして制度の有効活用に向けた働きかけに十分にマンパワーを割くことが難しい状況もあるというふうに思っております。

この部分について、なるべくカバーをしていくということが必要と思っておりますので、都道府県レベルのサポート体制の整備を考えていってはどうかと思っております。特に多面的機能支払では、既に各県において、県とか市町村、農業団体で構成する推進協議会と

いうサポート体制が構築されておりまして、ここと連携しながら中山間直払のサポートも行っていくようなことで、地域での制度活用がより一層進むようにしていきたいと思っております。

具体的には、下段に島根県の例がございますけれども、島根県の協議会におきましては、中山間直払の対象農用地も記載した電子地図というのを作りまして、管内の市町村に無償で提供することによって市町村の事務負担を軽減することですとか、スマート農業機械の展示会を開催して、どういう機器が使えるのかを見られるようにしていただいて、あわせて、スマート農業加算を案内することによって、スマート農業加算の活用を促進する取組をさせていただいているというところでございます。

25ページ目はデジタル地図を活用している事例でございますので、御参照ください。

これまでお話ししました内容を踏まえまして、基本的な見直しの考え方を27ページに記載しております。

冒頭申し上げましたとおり、水田政策の見直しにつきましては、田畑フル活用による食料安全保障を確保していくという考え方で、全体を検討しているところでございます。

中山間地域につきましては、地域の営農とか共同活動が将来にわたって継続できるようにより多く地域で制度を活用していただけるよう取り組んでいきたいと考えておりまして、具体的に中山間直払については、先ほど御説明しました対象農用地の拡大として、傾斜によらない不利性を有する農地についても、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合には、集落協定の対象農地に位置づけるということ。

また、地方負担の軽減として、この制度は、国と県と市町村で負担して交付しておりますので、現行も県や市町村の負担については地方財政措置を講じておりますけれども、更なる地方の負担軽減策としてどのような対応ができるか、検討したいと考えております。

また、下段になりますけれども、多面的機能と中山間地直接支払共通で、プッシュ型による取組強化ということを考えております。これは、何か県や市町村に押し付けるという意味ではなくて、国の方も一緒に汗をかきながら、県や市町村とも意見交換して、こういった取組の拡大ができるのかというのを一緒に考えていくことです。令和8年度から、既に全地方農政局においてこの取組を開始しているところでございます。

また、先ほど御紹介しました、全ての都道府県でのサポート体制を構築していく考えです。

また、先ほど議論がありました返還免除規定の徹底のところについては、まず、このル

ールがしっかり届くようにするということが必要だと思っていまして、取り組んでまいります。

最後に、多面的機能支払との一体的実施については、多面的機能支払もやることによって事務の負担感があるというところもありますので、既存の集落協定のままで多面的機能支払をまとめて申請できるような仕組みを検討してまいりたいと考えております。

また、その際に、共同活動と個人払いの選択というのは、集落の中で決めていただくことになっていますが、この点については、やはり集落の中で最適なバランスを考えていただくという、今までどおりの考え方でしっかりやっていくということだと思っています。

最後に、御紹介をしたような郵便局などとの連携による事務局機能の強化や事務負担の軽減を図っていくというようなことで、これらを合わせまして、しっかり制度をフルに活用頂いて、田畑フル活用による食料安全保障を確保していくというような考えで、今検討を進めているというところでございます。

ちょっと説明が長くなり失礼いたします。よろしくお願いいたします。

○安藤委員長 ありがとうございます。

見直しのポイントとして、取組の拡大、制度の有効活用、対象農用地の拡大、サポートと事務負担軽減についての4点を中心に御説明を頂きました。

それでは、ただいま御説明のありました内容につきまして、御質問や御意見等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、岡田委員、お願いします。

○岡田委員 御説明ありがとうございます。

すみません、ちょっと個々の論点からずれる形になるかもしれないので申し訳ないんですけども、令和の米騒動のようなことが起きて、非常に国民の関心も高かったという中で水田政策の見直しなども進んでいるということかと思えますけれども、考え方として、この中山間地域の条件が不利だから、そこは支援をしますと。

一つの農家、Xさんというのを想定したとして、条件が不利じゃない平地と中山間とでも競争条件がなるべく同じようにして、米価は市場で決まるということで、なるべく自由な市場性みたいなのを尊重して、全体として、中山間も平地も含めて、農業がサステナブルであればいいということなのかとは思いますが、一方で、これだけ価格が変動した中で、今年初めてコスト指標というのが出て、2,800円とかですかね。それを考えていったときに、農家さんで中小零細と大規模と随分ばらばらなので、どうしても抽象的な、

Xさんみたいな平均みたいなものがあまり像を結びにくいと思うんですけれども、そういうときに政策、コスト指標なんかに照らして、サステナブルかどうかというときに、中山間の方々が、全部というわけにはいかないのかもしれないですけれども、そこをクリアするような感じで補助を考えていくということなのか。

つまり、中山間をある種ボトムラインと考えて支援していくという、そういう構えで今後もいろいろな見直しを行っていくのか。あるいは、基本的にはなるべく条件の公正な競争という、その補正みたいなところで、あとは、コストとの兼ね合いでも、それをなるべく皆さん超えていただくのがサステナブルでいいんだけど、基本的にはそういう自由な市場でやっていってもらおうということなのか。その辺りの中山間の、高齢化も進んで大変だと思うんですけれども、支援する構えというか力点の置き方というか、その辺りはどういう方向性になっていくんでしょうか。

○安藤委員長 ありがとうございます。

中山間地域の水田をどういう方向で維持するなり守っていくのかという、その考え方についてですが、いかがでしょうか。

○農村政策部長 では、私の方から。

○安藤委員長 お願いいたします。

○農村政策部長

おっしゃるとおり、基本的には、中山間直接支払というのは、平地と中山間での条件の不利性を補正するという事業です。あまり細かく条件の不利性を整理しだすと、農業者の皆さんの計算が大変になるので、一定の条件で、ばさっと整理して、お金をお支払いしてということであり、また、その用途は、自由というか、普通の補助金とは異なる条件不利性を補正する観点からやってきているということとして、不利を補正した上で、平地でも中山間でも使える補助事業がその上にあるということかと思います。

一方、食料システム法案が通って、今回、米の値段、2,800円とおっしゃっていただきましたけれども、これも一定の条件、平均的な農家水準を念頭に置いていると思うんですけれども、今後、もう少し細かく、例えば有機米ではどうかとか、中山間ではどうかとかいうことをやるということについては、団体の話になりますが、ニーズが出てくれば、そういうことも柔軟にこれからやっていくということではあるようでございますけれども、今のところ、1パターンやってみたということかと思います。

○安藤委員長 岡田委員、よろしいですか。

○岡田委員 はい。

○安藤委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。どうでしょう。

それでは、笠原委員、お願いします。

○笠原委員 笠原です。

鈴木大臣が中山間地にきちんと支援をしていくというお話を、かなりマスコミで私も聞かせていただきましたし、SNSなどでもかなり発信をしていらっしゃったかと思います。

昨年度から生産費調査をしていらっしゃって、実は現場ではかなり、この生産費のところ、基本のところ上がるのではないかという期待が非常に強かったんですが、そうではなくて、別の面的な部分でいったというのはなぜなのかという質問を結構頂くんですけども、その辺りについて話せるところでお願いできればと思います。

○安藤委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○地域振興課長 ありがとうございます。

今、コスト差に基づいてこの制度を実施しているというところですが、田畑フル活用ということで、できるだけ広く使っていただく必要があるというところでは。先ほど申し上げたとおり、田の急傾斜で5割、緩傾斜で3割しか今制度が使われていないという中で、まだまだ取り組んでいただかなきゃいけないところが多々あるというところと、あと、加算措置をもっと使っていただくということが重要だと考えていまして、加算措置が前期対策の最終年度で16%というような形でした。今期は初年度目で、今21%ぐらいという形になっておりますけれども、まず、今ある制度でしっかりと加算措置も使っていただくことで、支援水準というのが上がるという形になろうかと思っております。

それとまた、今までは傾斜に着目して支払いをしていた部分が中心でありますけれども、その部分を対象農用地の拡大ということで、面積が広がりますので、そういった部分、取り組む面積自体が増えることによって、既存の集落協定の皆様にも支援する額がトータルでは増えるだろうと見込んでおります。

いずれにしても、我々とすれば、今ある制度をしっかりと使っていただく。

また、多面的機能支払の方も一体的に取り組んでいただくということになりますと、共同活動の部分を多面の方で対応いただいて、残りの中山間の方をもう少し別の方に振り分けるということもできるだろうと、そういった議論もある中で、我々も非常に予算が限ら

れているというところもございまして、先ほどの資料3の1ページにも一番下に赤枠で囲った下の部分に、「予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存の施策の再編により得られた財源を活用する。」と書いてありますけれども、そういう制約もある中で、これから本当に予算要求、どういう形になっていくかというところもございまして、水田活用の見直しの中でどれだけの予算があるのかということも含めて、議論していく必要があるかと思っております。既存の部分だけ上げるということになると、現状固定型の形になって、そこで取り組んでいる方たちは喜ばれると思いますけれども、継続性という意味で、より広く取り組んでいただくという取組も、これはまさに重要だなというところもございまして、我々とすれば、まずは今まで取り組んでいない方たち、そういったところにもしっかりと声掛けをして、取り組みませんかということをやると。

今ある制度をしっかりと活用するというをやっているかないと、田畑をフル活用していくという方向性にならないのではないかなという議論もございまして、まずはしっかりと今ある制度を活用して田畑フル活用していきたい、そういう方向で今考えているところもございまして。

○安藤委員長 笠原委員、よろしいですか。

○笠原委員 御説明ありがとうございます。

やはり現場ではいろいろな発信があって、かなりの期待値があったということだけは御承知おきいただきたいと思います。

○安藤委員長 ありがとうございます。笠原委員がご指摘されていたのは単価の問題だったと思います。

それでは、荘林委員、お願いします。

○荘林委員 何点か、手短に申し上げます。

まず、私自身は、中山間直接支払、極めて重要だというふうに考える立場ですので、したがって、安定的・持続的にこの政策が続いてほしいなと思う立場です。

そのような立場から1点申し上げたいのが、よく中山間地域4割を占めている論があるわけですね。そのとおりかと思えます。ただ一方で、中山間直接支払の対象となっているのはもっとぐっと狭い地域なわけですね。ですから、中山間直接支払の重要性を説明するときに、4割占めているから重要なんだというのは、私は中山間地直接支払が重要であるとする立場だからこそ、やや大ざっぱに過ぎるんじゃないかという気がしております。ですから、何か、4割だから、なくなっちゃうと大変なことになるから中山間直接支払が

必要というよりももう少し丁寧な説明や議論が必要なんじゃないかと思います。その話は、この中山間直接支払の評価とも密接に関わります。

繰り返しますが、営農を継続していただくことによって付随している多面的機能が継続的に発揮される、だから条件不利を補正しようという支払なわけですね。ですけれども、評価のときに、どうしてもやはり政策に投入したインプットの方の評価が中心になっているかと思います。アウトプットで見ると、実施面積とかその辺があるんですけれども、アウトカムとかインパクトという評価の観点ではよく分からない。よく分からないので、結局、中山間4割占めているんで重要ですよという、ものすごい一般論のところに依拠しなきゃならなくなっているような気がいたします。そういう意味で、今回これからおやりになる中間評価も含めて、そこら辺は重要なポイントかと思います。

もう1点は、条件不利性の定義なわけですが、傾斜だけではなしに、その他もろもろの条件不利についてもカバーしようとしてこられた御努力、大変多といたします。

一方で、その条件不利性のもう一つの重要なポイントって、特に水田の場合にはほ場整備しているかしていないかの方が、ひょっとすると傾斜よりもはるかに利いている差異かもしれないわけですね。そのときに、さっきも少し申し上げましたけれども、ほ場整備を農林水産省として推進されていかれるというふうに伺っているわけですが、ほ場整備のような、かなり経費を要する投資的な支援でいくべきなのか。あるいは、中山間直払のように、その条件不利性は条件不利性として受け入れて、経常的な経費、政策で支援していくのか。あるいは、そのバランスをどのように図るのか、という観点が重要になってくるかと思います。

個人的には私、フルスペックのほ場整備というのは、やはり中山間地域でやるのはかなり無理があるケースが多いのではないかと思います。コストの問題のみならず、工期の点でもかなり難しいんじゃないかと。中山間地域への支援の緊急性を考えると、通常のほ場整備では計画開始から始まって完了までに10年以上はかかってしまうことをどうとらえるかだと思います。それを待っている余裕はないんじゃないかと。

一方で、じゃ、中山間直払オンリーで条件不利性を、ほ場整備をやっていない傾斜地の条件不利性をずっとカバーし続けるのかというところも、そこはいろんな議論があるかと思います。

そういう意味で、簡易なほ場整備をうまく中山間直払に結び付けるというふうな制度設計が、私はすごく重要なんじゃないかと思います。完全にイメージの話で恐縮ですが、例

えば反当たり10万円とか20万円レベルの簡易のほ場整備と中山間支払をうまく組み合わせることによって、より持続的な支援というのが可能になるんじゃないかという気がします。

すみません、長くなりまして。もう1点だけです。

一応、日本型三支払は兄弟姉妹みたいな、ほかの直接支払に比べると強い関係性をもっているわけですね。

これら3支払の実施にあたって、例えば市町村だと同じ部署がやっているケースは割と多いんじゃないかと思うんですが、県で見ると担当部署が違うことが多いですし、農林水産省でも担当部署は異なっています。

私は、他の直接支払はともかくせめて日本型直接支払については、もう少し統合性を根本的に強化する必要があるんじゃないかという気がしています。市町村のところでは割と、結果として3支払を1人で担当していつケースは結構多いと思うんですけれども、特に国と都道府県のレベルでの統合性をいかにして確保するのか。そこがすごく大きな課題じゃないかというふうに思います。

以上でございます。

○安藤委員長 ありがとうございます。

3点でした。

最初は、先ほどの莊林先生からの御発言と同じですが、国土保全も含めた環境公共財の供給がどれだけされているかということをしかりと把握して示す必要があるのではないかという御意見だったと受け止めております。

また、二つ目は、かつて自力田直しへの支援というのがありましたが、そうしたことも含めて、条件不利性をどう考えるかという話でした。

三つ目は難しく、これは行政学の世界になるかもしれませんが、国、県、市町村の執行体制が縦割りになっている部分があるため、末端になると一つになりますけれども、それに対応できるようどう統合していったらいいかという話だったと思います。また、多面払と中山間のお金を一緒にもらえるような仕組みを作ろうという話になってくれば、ますますそこは切り分けにくくなりますし、環境公共財ということになれば環境直接支払もしかりと視野に入れていく必要があるわけで、そうしたことを含めて、政策の執行体制も含めて、この三つの直接支払制度を改めて考え直す必要があるのではないか。これが水田農業の見直しがされる契機になるのではないかという御提案だったかと思いますが、いかがでしょうか。

○地域振興課長 まず、中山間4割というところをもっとしっかりとした議論というお話がありましたけれども、ちょっと参考資料の1の2ページ目を見ていただきたいんですけども、荘林委員のおっしゃるとおり、まず我々が、中山間は大事ですよという話を、いろいろなところに情報発信していく必要がもっとあるのかなと思っています。

いろいろなところで、中山間に対する理解が非常に低い部分がございます、生産性向上ばかりが注目される中で、我々としても、本当に中山間地域というのはいろいろな価値があるんですよということを、できるだけ分かりやすく、こういう国民共有の財産なんですというようなことで、先ほどおっしゃられた農業生産の部分、4割というのもありますけれども、それ以外に、例えば上流に水源があって、都市用水の7割がこういった中山間地域のダムに由来していますとか、生活の場、農業、総農家の4割の方が住んでいるとか、鳥獣害防止に役立っていますとか、こういったもろもろの価値というものをどういうふうにししっかりと位置づけて訴えていくかというところは、我々もいろいろなところでPRをしています。

成果はどうかと言われると、なかなかしんどい部分もありますけれども、明日からこども霞が関デーというのもございます。そういった中でも、しっかりと子供たちにもこういった多面的機能というのをアピールさせていただいたり、棚田というのはどういう価値があるのかということも取り組んだりしておりますが、中山間というのがどれぐらい重要かというところは、数字的・学術的にどうかという評価の仕方とかもいろいろあるかと思っていますけれども、我々もまだまだいろんな工夫しながらやっていかなきゃいけないのかなと思っています。十分な答えになっているとは思いませんけれども、こういう様々なPRの仕方、こういうのを我々も今努力しているところでございます。

あと、条件不利の部分で、ほ場整備がありなしという部分、大変大きな御指摘だと思っています。

ほ場整備も、全国でものすごくニーズがございます、まさに構造転換ということで、今、農村振興局整備部では別枠予算を設けて、しっかりと取り組んでいこうということで、畦畔を取っ払う簡易な基盤整備とかも含めて、この対策期間の5年間でしっかりと、まさに進めているところでございます。

そういった中で、県等で事務手続を経てやっていくとなるとなかなかすぐにスピードアップできないというところで、都道府県に協議会を作って、その協議会の方に予算を流して、協議会が簡易な基盤整備を実施するというような取組も、今まさに進んでいっている

ところであります。畦畔を取る等の簡易な基盤整備を、是非中山間地域でももっと広げていくということが本当に大事だと思っておりまして、先ほど申し上げたとおり、県でフォローアップするサポート体制という部分で、多面のサポート体制と一体になって中山間もサポートするような仕組み、また、そこで簡易な基盤整備を推進する部局と一体的になってやるということで、より効果的な取組ができるのではないかなと思っています。

まさにこの5年間の構造転換の集中対策というところで、そういった部分の取組を少しでも中山間の方でも取り組んでいくということも、より重要なのかなと感じております。

また、多面と中山間とか、日本型直接支払の手続をどうしていくかというところは、本当に我々も課題だと思っています。今回の見直しの中でも、まずは中山間と多面の一体的な取組を推進しましょうということで、中山間の人たちが多面をやりたいというときに、今までですと、事業がそれぞれ違うので、それぞれの制度で、別々に申請をしてくださいと、それぞれ別の組織を作ってくださいというところを、中山間の協定がそのまま多面の活動組織として認められるようにするとか、まずはできるところから1歩ずつということで、もっとできないのかというお声もあろうかと思えますけれども、まず、我々とすればできるところを一体的に進めていく。本当によりよいやり方、事務局を一元化するとか、そういった取組を含めて、しっかりと県の方とも連携しながら進めていきたいと思っています。

○安藤委員長 ありがとうございます。

○中山間地域・日本型直接支払室長 よろしいですか。

○安藤委員長 お願いいたします。

○中山間地域・日本型直接支払室長

莊林委員からお話いただいたアウトカム、インパクトのところですが、前期の評価のときにも、第5期対策において未実施の集落と見比べたとき、この制度に取り組んだ地域では農用地の減少が防止されたと推計される面積は8.4万ヘクタールですと出させていたでいて、我々がいわゆるアウトカムとして評価できているのはこういった内容となります。これ以外に、実際の手法論として、御指摘を頂いたようなアウトカムとかそういったものがどのように出せるのかというのは、我々もなかなか今すぐ答えがないところでありまして、中間年評価とか最終評価に向けて皆様の御知見をまた賜ればなと思ったところでございます。

○安藤委員長 ありがとうございました。

それでは、金子委員、お願いいたします。

○金子委員 すみません、1点教えていただきたいと思います。

最初の方の議論で、米価の変動との関係性というのがございました。今し方、参考資料1について、中山間地の重要性というのがございました。全体の議論の中で、中山間地の不利性を補助するというカリカバーする制度であると、その中で、田畑フル活用による食料安全保障であるというようなお話もありました。全体としてお聞きしていると、要は、多少平地と比べて不利なところでも、お米を作り続けられるような状況をつくり出すための制度であるということなのかなと思います。

その一方で、現実の問題として、少し前のお米が不足したときなんかは、この制度が、たしか自民党の方でそういう議論があったというような形で記事になっていたというふうに記憶をしております。その一方で、今は現実の問題として、お米が明らかに余ってきているというようなことも盛んにマスコミ等では書かれていて、各地方、早く米ができているところでの前渡金が非常に下がってきているというような議論もございます。

だから、全体の政策の中の位置づけとして、この制度は別に米の需給あるいは価格とは関係ないと。安全保障ということであれば、作れるものは作って、余るのであれば、それは例えば輸出するとか、そういうことを考えるのが多分食料安全保障だと思うんですけども、あまり今の米価の変動に対しては、中立的なスタンスで、これはいろんな価値観があることなので、継続していく政策であるという理解でよろしいのでしょうかという点だけ教えてください。

○安藤委員長 お願いいたします。

○農村政策部長 おっしゃるとおりでありまして、中山間直払はあくまでも平地と中山間の差に対して補填しているものでございます。実際に中山間地域では、米だけじゃなくて、果樹とか、野菜とかも含めて、色々な作物が作られているので、そういった意味でも、米の対策との連携というのが、さほど意識されていないということかと思います。おっしゃるとおり、米は、日本全体での需要と供給のバランスをどうしていくか、その中で、輸出をどうしていくか、ということを考える必要があり、それは、米を全国的に担当している者が、中山間も含めてトータルで考えていくべきことだと思います。

○安藤委員長 よろしいですかね。

ほか、いかがでしょうか。

高橋委員からお願いいたします。

○高橋委員 高橋です。よろしくお願いします。

資料1の1ページですが、これは5期対策だと思うんですけども、集落協定を廃止した理由について複数回答出ていますが、この大半は、高齢化というか、構成員がみんな年取ってくるから起きることが原因になっているような気がするんですけども、その対応策となる若返りの方法とかというのは今回の6期にも全然入っていないんで、この6期の中間年評価の中でアンケートを取るときに、この辺の対策をどうやっているかということ、を是非これははっきり聞くべきじゃないかなと思うんですよ。

それと、実際現場回ってみると、後継者いないわけではない集落も結構あるんですよ。ただ、後継者世代が今までこの活動に参加してこなかったり、父親世代がこの構成員になっているんでしゃしゃり出られないみたいな、そういうふうなことが結構大きい理由になっていると思うんです。

合わせてこの制度自体、若い世代が全く知らないということがあってですね。知らないから関わっていないかというのと違って、複数の協定にまたがって実際に作業しているのはその若い世代なんですよ。おやじさんが名簿に載っていると。現場はそういう感じになっているんで、その辺のところ、若い世代にうまくバトンタッチするような何か仕掛けを6期対策中に組んでいかないと、7期はやばいんじゃないかなと私は思っています。その辺の仕掛けを、この中間年評価の中に少し醸し出すというか、聞き出すみたいな仕掛けは是非やっていただきたいなと思います。

次回の委員会では、その辺の質問内容も検討するみたいなので、少し配慮していただきたいなと思います。

○農村政策部長 ありがとうございます。

いいですか。大丈夫ですか。

○安藤委員長 大変重要な指摘があったと思いました。若返りのためにどうしたらよろしいかという、その具体的な提案が今、高橋委員の方からされたということでした。よろしくお願いします。

○農村政策部長 ありがとうございます。

資料3の一番最後の部分、時間の関係もあって先ほどは説明されなかったんですけども、30ページ目と31ページ目をご覧ください。先ほど、私から口頭で若干申し上げたんですけども、ワーキンググループというのを大臣主導で立ち上げて、30代から40代の若い方

115人にお話を聞いたんです。

その結論が、31ページ目の一番最後のページにあるんですけども、その真ん中あたりに「若手農業者への裨益」って書いてあるんですが、若手農業者が少数派のために、意見を言っても無視されるというようなものは結構あると。正におっしゃっていただいたように、複数の集落の農地の耕作をされていると、自分が住んでいない集落の会合には呼ばれないというようなことも結構あるということでした。対応方針のところに書いていますが、やっぱり若者がしっかり集落の中で意見できるようにするというので、例えばですが、若者を役員に登用するとか、そういったこともしっかりやっていかないといけないと思っています。

あとは、これは、ヒアリング結果全体なんですけれども、一番最初のところに書いてある中山間直払い等の使途とかも、本当は、若い人は、共同活動の取組にもっと振り分けてほしいとおっしゃるんですけども、ご年配の方がどっちかというと、草刈りも、将来を見据えた農業もあまりやられないので、個人払いにして、お金を孫のために使っちゃうと、若者は結構そういうふうに見てらして、そういうお声もちゃんと吸い上げながら対応していかないといけないと思っています。そういった意味で、こういう若い方の声も踏まえながら見直しをしていきたいというふうに思っています。

○安藤委員長 高橋委員、よろしいですか。お願いします。

○高橋委員 第5期のときは集落戦略が体制整備ということで、10割単価もらえる一つの条件だったわけですね。ただ、途中から地域計画が入ってきて、地域計画が立てられていると集落戦略とみなすと、こういう位置づけがなされました。

事前に調べてもらっていたんで、数字を教えてくださいんですけども、最終的に地域計画ができると想定して、この集落戦略がもう整っていると、みなしたところというのは第5期の最終年度で何地区くらいあるか、教えてくださいませんか。

○安藤委員長 よろしいですか。お願いいたします。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） 5期対策、最終年度までに集落戦略を策定した集落協定が全部で1万8,373ございました。このうち、いわゆる地域計画で集落戦略策定だとみなすというふうにしたところが2,056協定ございまして、全体の約11%を占めているという状況でございました。

○高橋委員 分かりました。

その中で、地域計画の内容と集落戦略と大きく違っているのは、施設の管理というのが

地域計画には入っていないんですね。人と農地は入っていますけれども。

中山間直払で一番大変なのは、農地を守っていくこともそうなんですけれども、そこに引っ張ってくる用水とか、あとは農業施設、これを守っていくということがあると思うんですけれども、その話合いがされていないという地区がそのぐらいあるということなんですよ。

ということで、その辺のところも少し配慮していただきたいなと思います。あまり難しくなくですよ。また難しくなってくると農家が大変なんです。

○安藤委員長 ありがとうございます。

地域計画は局が違うということもありますが、現場は一つで、笠原委員なんか苦勞されているわけですが、その辺りのことの御指摘が今あったと受け止めております。ありがとうございました。

それでは、竹田委員からも手が挙がっていましたので。

○竹田委員 竹田でございます。1点質問をさせていただければと思います。

今の資料3の6ページに実施率というものが出てきておりまして、こちらは、これまで使ってきた交付面積率とはまた違う指標ということで、これが今後の評価にどう関わってくるのかというところと、それから、米印で書いてある、実施率は推計値だということで、この実施率の推計において気を付けるべき点のようなものがあれば教えていただければと思います。

○安藤委員長 ありがとうございます。

新しく出た数字でもありますので、こちらについてどう取り扱っていったらいいかという、その点の確認と評価ということになるかと思いますが、いかがでしょうか。

○中山間地域・日本型直接支払室長 御質問いただきましてありがとうございます。

まず先に、実施率の推計において気を付ける、留意すべき点という点についての御質問の趣旨を捉え違えていたら、もう一度、委員からお話を頂けたら有り難いなと思っはおりますけれども、先ほど御説明したとおり、急傾斜・緩傾斜の対象面積はあくまで推計値でございます。これは、急傾斜・緩傾斜の面積を、現時点版で網羅的に把握する統計というのが存在しないところですので、我々が業務上持っているようなデータなども活用して推計をさせていただいているという状況になります。

この点が留意すべき点の一番大きなところと思っております。これからいろんな取組で制度活用を図っていくという場合に、この実施率は念頭に置きつつも、デジタル地図も

活用して、傾斜があつて対象になりそうだが、やっていないとすれば、そこはどういった状況なのかなど、実際に現場の状況を市町村の方ともよく意見交換して、取組方針を一緒に考えていくというのが、我々がここで申し上げているプッシュ型の取組拡大と思っております。今回の実施率を推計した目的としましては、荘林委員からの御指摘の一つ目に少し重なるかもしれないですが、中山間地域でどれぐらいこの制度が使われているのかということに対しての真正面からの答えをこれまで持っていなくてですね。それはなぜかという対象となり得るであろう傾斜地の面積というのはどうしても推計しないと出せないというところに起因するので、そこを一度整理してみたということです。

なので、実施率自体を現場レベルに落とし込んで、それをギリギリと義務とか何かにするという考え方ではございません。

留意点と今後の評価のところを合わせたような回答になってしまって恐縮なのですが、このように考えております。

○安藤委員長 よろしいですか。ちょっとテクニカルな説明だったところもあったかと思いますが、いかがでしょうか。

○竹田委員 評価というのが、まず地域に対する評価じゃなくて、この制度に対する評価で、例えば最終評価とかで出てくるのかどうかというところで、もしそうであれば、やっぱり第6期だけそれが出てくると、比較の対象がないというところはちょっと感じたところで。

もう一つ、気を付けるべきところというのは、対象面積が推計ですね、だから、そのデータがどういう特徴を持っていて、例えばどういうときに過大で、どういうふうなときに過小なのか。だから、この数字をどう見ればいいのかというところで何か気を付けるべきところがあれば、今後、みんなでこの実施率というのを見ていくことがあるのであれば、そこに気を付けて見ていかなきゃいけないなという、そういう結構テクニカルな話だったんですけども、また後ででも構いませんので、教えていただければと思いました。

以上です。

○安藤委員長 ありがとうございます。

傾斜条件を満たすというところから推計していますので、その辺りの評価と申しますか、数字の読み方ということになるかと思えます。よろしいでしょうか。

○農村政策部長 ちょっと私からも。

○安藤委員長 お願いします。

○農村政策部長 ありがとうございます。

小さい米印で書いたとおり、今、伊藤からも話がありましたけれども、これまでは、市町村が集落の中でこのエリアをしっかりと促進していこうという集落等について、どれぐらいそれが進んできたのかというのを評価してきたわけです。これは、非常に重要なことだと思っております、この仕組みは引き続きやった方がいいと思っております。今回ののは、そうじゃなくて、一步間違えると市町村の御意向と全く関係ない数字を出しているわけで、そういう意味で、この数字が、市町村への押し付けになってはいけない、この実施率だけを追い求めるということはしない方がいいと思っています。あと、この数字は、あくまでも推計でありまして、さらに、変な話、分母の面積がどんどん減っていけば、結果として実施率は上がっていくということもありますので、そういったことも意識しながらこの数字を使っていかないといけないと思っています。そういった意味でも、とにかく、この仕組みだけ、この数字だけを使ってどうこうということは今のところ考えていないですけれども、余りに中山間直接支払いを知らない人が多いということで、そういうのを端的に示すために、推計した数字を出したということです。これ1本でやろうとかそういうことは全く考えておりません。御理解いただければと思います。

○安藤委員長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、もうお時間が来ております。これで予定されていた議題は終了ということにしたいと思います。大変多くの、しかも重要な御意見を今日は賜ることができたと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○地域振興課長 安藤委員長、ありがとうございました。

本日は、委員の皆様におかれましても活発な御議論、貴重な御意見を賜りまして、本当にありがとうございます。

我々、この中山間直接等支払、6期対策が始まったばかりというところでございまして、今日はまだ暫定のデータでいろいろと御議論いただいたというところと、令和9年度に向けた見直しの、今まだ過渡期であるというところで、我々もこの制度を、現場にとって、どのようにしたら使いやすくなるかという観点も含めて、いろいろと知恵を絞っていきたいと思っております。

5年の取組、その5年がなかなかしんどいんだというところとか、高齢者の方の自信が

ないというところ、また一方で、若い方は共同活動はもっとやるべきだとか、そういった御意見も我々もしっかりと聞いております。そういった中で、この制度、長く続いてきた制度でありますけれども、5年5年でまた減っていくということではなくて、5年5年、制度を使っていただいて、本当にどう中山間を守っていくかというところが正に重要だと思っております。

委員の皆様からもまたいろいろといいアイデアとか御意見を賜りながら、より使いやすい制度にしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

本日は長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。会合はこれにて閉会ということでございます。どうもありがとうございます。

午後 5時02分 閉会